

## 業務委託仕様書

### 1. 件名

国立大学法人熊本大学知的財産評価・活用等支援業務 一式

### 2. 業務場所

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）担当者が指定する場所（主として本学内で行うものとし、必要に応じて受託者拠点及び訪問先企業等で行うものとする。）

### 3. 実施期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 趣旨・目的

本学が提供する発明（本学が実施権を有する発明を対象とし、考案、ノウハウ、プログラム著作権、研究成果有体物を含むものとする。）又は研究シーズ（以下「発明／研究シーズ」という。）に対し、下記「5. 業務の内容」に基づき業務を実施する。

また、本件は本学の産学連携活動の一環として、研究成果の社会還元による知の好循環を加速させ、イノベーション創出を推進する事を目的とする。本業務委託により本学の保有する研究成果を評価・分析し、国内外の企業へ橋渡しを行う。

知的財産の評価を提供する企業と本学が連携し、従来からの上記産学官連携活動のより一層の強化を図る。

### 5. 業務の内容

委託中に本学が新規に提示する発明／研究シーズ（特許出願済案件を含み、提示件数は2年間で発明／研究シーズ合計30件程度）において、発明評価支援、共同研究先の開拓及びライセンス活動等に要する下記項目①②③の業務を実施すること。なお、①の業務を実施した後、その結果に関わらず、本学が指定する少なくとも10件以上は②③のいずれかの業務を実施すること。

#### 項目① 発明評価支援業務

##### 1) 発明者又は研究者（以下「発明者等」という。）へのヒアリング

受理した発明届、出願明細書又は研究シーズの内容に関し、発明者等に事前にアポイントをとり、ヒアリングを行い、内容を把握する。ヒアリング等を実施する前に、発明者等の関連論文及び特許明細書等に関して発明／研究シーズ内容をまとめ、本学担当者に報告すること。当該インタビューは原則本学担当者が同席するものとする。なお、評価対象発明／研究シーズが他大学及び研究機関（海外の大学及び研究機関を含む。）との共同発明又は共同研究の場合は、共同発明者等へのヒアリング等を行うこと。

## 2) 市場調査

評価対象発明／研究シーズに関する市場調査（国内・海外の市場動向・技術動向、技術移転対象企業名、産業界でのニーズや技術優位性等の調査）を特に将来的な実施許諾又は共同研究への発展可能性の観点から行うこと。なお、評価対象発明／研究シーズが発明前段階の場合にも、将来的な研究成果の活用につながるよう、市場調査を実施すること。

## 3) 先行技術調査

本学の求めに応じ、評価対象発明／研究シーズから生じると想定される製品・サービスについて、先行特許・論文や市場、第三者の権利に対する侵害可能性（Freedom To Operate）の調査を行うこと。

## 4) 評価報告書の作成と報告

1)から3)の結果に基づき、評価対象発明／研究シーズ毎に評価報告書を作成すること。作成に当たっては、事前に本学担当者とアポイントをとり、必要であれば本学担当者同席のもと発明者等にヒアリングを行い、完成した評価報告書の内容について本学担当者に説明を行うこと。評価報告書の提出期限等については、本学担当者と別途調整することとするが、原則として、未出願案件の場合はヒアリング等の実施日より起算して10日以内、既出願案件の場合は同30日以内とする。なお、即座に事業にはつながらないと想定される発明／研究シーズについては、発明／研究シーズの発展性、将来性の視点に立った提言（近い将来の産業展開のために強化すべき点等）を含めて報告すること。また、本学の求めに応じ、本学内の必要な会議・打ち合わせ等へ出席し、報告及び討議を行うこと。

## 5) 権利化支援

国立研究開発法人科学技術振興機構等が行う知財活用支援事業の権利化支援をはじめ、本学が申請可能な外部機関等の出願支援事業への応募や審査に対する申請書及び審査会資料作成の際に、市場や技術移転可能性の情報提供等の支援を行うこと。

## 項目② 共同研究先の開拓業務

1) 項目①のうち、本学より指定した発明／研究シーズについて、国内外の共同研究（委託研究、学術コンサルティング等を含む）先の開拓業務を行うため、以下の活動を行うこと。

- ・候補企業等のリストアップ
- ・国内外の企業等への対象発明／研究シーズについての共同研究についての適切な紹介資料の作成
- ・国内外の企業等への対象発明／研究シーズについての共同研究に関する意向の打診
- ・国内外の企業等との面談

- ・国内外の展示会での企業等とのマッチング活動及び事前調整に基づく本学ブース等での説明や企業打合せへの参加・対応
  - ・国内外の企業等との共同研究成果の取扱いに関する条件交渉
- 2) 技術広報活動及び競争的資金獲得活動との連携
- 本学の知的財産の活用をさらに強化するため、本学における技術広報活動、及び国等の競争的資金獲得活動（本学熊本創生推進機構が関与して申請するものであって、技術育成、産業化のためのものに限る）と連携しながら進めること。
- 3) 国内外の企業の情報提供とマッチング活動
- 共同研究先の開拓あるいは社会ニーズに基づく研究テーマの設立を目的とし、受注者が保有する情報を提供可能な範囲で本学に提供し説明するとともに、それに伴うマッチング活動を行うこと。

### 項目③ 国内外企業へのライセンス営業

#### 1) ライセンス営業

項目①のうち本学より指定した発明／研究シーズについて、国内外の企業等に以下のマーケティング（条件交渉を含む）を実施すること。特に外国出願予定及び外国出願済の案件に関して、海外企業へのライセンス営業活動を実施すること。当該営業活動には、ライセンス交渉中の企業や大学発ベンチャー等への条件交渉も含む。なお、事前に具体的な技術移転シナリオ（営業プランを含む）を本学担当者及び発明者等に提案すること。

- ・候補企業等のリストアップ
- ・国内外の企業等への対象発明／研究シーズのマーケティングのための適切な紹介資料の作成
- ・国内外の企業等への対象発明／研究シーズのマーケティング
- ・国内外の企業等との面談
- ・国内外の展示会での企業等とのマッチング活動及び事前調整に基づく本学ブース等での説明や企業打合せへの参加・対応
- ・国内外の企業等との条件交渉

#### 2) ライセンシング契約支援

前記ライセンス営業に基づき実施許諾などのライセンシングが成立可能な状況に至った場合、契約書（英文含む）の作成支援を行うこと。なお、当該契約書には技術評価契約、オプション契約、共同研究契約、秘密保持契約、研究成果有体物提供契約及び受託研究契約等を含むものとする。

#### 3) 技術広報活動及び競争的資金獲得活動との連携

本学の知的財産の活用をさらに強化するため、本学における技術広報活動、及び国等の競争的資金獲得活動（本学熊本創生推進機構が関与して申請するものであって、技

術育成、産業化のためのものに限る)と連携しながら進めること。

#### 6. 業務の実施体制

受注者は、国立大学の技術移転に関連する業務を行うにあたって適当な人材をあてること。

#### 7. 契約開始前の説明会の実施

契約期間開始前に、本学との協議の上、オンラインにて、業務実施体制や実施手順等についての説明会を1回実施すること。

#### 8. 業務の報告及び検収

##### 1) 業務報告書

四半期の業務完了後、翌月10日までに業務完了報告書又はそれに準ずる書式の報告書を提出し(提出先:熊本創生推進機構イノベーション推進部門)、本学担当者による検収を受けること。

##### 2) 評価報告書

発明者等へのインタビュー後、本学担当者と打ち合わせの上、案件毎に評価報告書(様式任意)を提出すること。

##### 3) 活動報告書

項目②1)、項目③1)の活動について、成果があった場合はその都度、成果がない場合も定期的に定例会にて報告を行うこと。

#### 8. 本件に含まれるもの

項目①②③の業務に対する労務費、出張費等の経費

但し項目③1)において成果があった場合の成功報酬・営業経費等については別途協議の上、契約を締結する。

#### 9. 予算及び採択件数

事業規模 : 9,000千円程度(消費税及び地方消費税相当額を含む)

採択件数 : 1件

#### 10. 成功報酬・営業経費

項目③の業務に関連する成功報酬及び営業経費の考え方及び額・料率などを、提案書に記載のこと。

#### 1 1. その他

事業の内容については、上記を基本とすること。上記以外の提案を妨げるものではないが、変更する場合は理由を明記すること。